

○松山大学図書館利用細則

平成26年4月1日制定

改正 2018（平成30）年2月26日

2020（令和2）年12月23日

（目的）

第1条 この利用細則は、「松山大学図書館利用規程」（以下「利用規程」という。）に基づき、図書館サービスについて必要な事項を定めることを目的とする。

（館外貸出）

第2条 利用規程別表（以下「利用者区分」という。）に定める貸出期間にかかわらず、資格試験図書、ベストセラー等は、貸出期間を2週間とする。

2 松山大学図書館利用規程第4条第1項第10号に規定する図書館の利用を申し出た一般の利用者（ただし、児童・生徒を除く。）について、資格試験図書、ベストセラー等並びに研究室用図書の館外貸出は禁止とする。

（貸出期間の延長）

第3条 本学の学生及び大学院生が貸出期間を超えて引き続き貸出しを希望するときは、当該図書館資料に予約者がいないときに限り、貸出期間を延長することができる。

2 貸出期間の延長は、原則として1回限りとし、本学の学生及び大学院生の貸出期間内とする。

（貸出の継続）

第4条 本学の教職員は、貸出しを継続することができる。ただし、当初の貸出期間を超えた場合において、他の利用者から貸出希望が出たときはこの限りではない。

（特別貸出）

第5条 本学の学生の長期休暇中又は卒業論文作成のための特別貸出について、冊数及び期間を次表のとおり定める。

項目	冊数	期間	備考
夏・冬・春季休暇中	5冊	当該期間中	資格試験図書、ベストセラー等を除く
卒業論文作成の貸出し	10冊	1か月	

（禁帯出資料の特別貸出）

第6条 本学の教育職員が授業及び研究のために禁帯出図書館資料（新刊逐次刊行物及び視聴覚資料を含む。）を貸出希望するときは、所定の手続を経て、資料を貸出することができる。

2 本学の教育職員が授業用として特別貸出を希望するときは、期間は貸出日を含め7日とする。

3 本学の教育職員が研究のために禁帯出図書館資料（視聴覚資料を除く。）の長期貸出を特に希望するときは、貸出期間を1か月とする。

(開架資料の返却)

第7条 利用者区分の規定にかかわらず、本学の大学院生、教職員、名誉教授、旧教職員及び非常勤講師が貸出しを受けた開架資料は、前・後期試験開始2週間前までに一旦返却しなければならない。

(相互貸借)

第8条 相互貸借サービスを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用規程第4条第1項第1号から第4号までに規定する利用者
- (2) 他機関を経由して申込みをしようとする者

2 現物貸出の期間は、郵送に要する期間も含めて、国内の他機関に対して30日とする。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、図書館運営委員会が行う。

附 則

- 1 本細則は、2014(平成26)年4月1日から施行する。
- 2 松山大学図書館利用に関する細則(2010(平成22)年4月1日制定)及び松山大学図書館図書館間相互貸借内規(2010(平成22)年4月1日制定)は廃止する。

附 則(2018(平成30)年2月26日)

本細則は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

附 則(2020(令和2)年12月23日)

本細則は、2020(令和2)年12月23日から施行し、2020(令和2)年4月1日から適用する。